

うべ飲食店・応援プラットフォーム設置要綱

(名称)

第1条 本会は、「うべ飲食店・応援プラットフォーム」(以下「プラットフォーム」という。)と称する。

(目的)

第2条 プラットフォームは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い経営状況の厳しい飲食業を応援するため、飲食業関係者、行政及び様々な事業者が自由に参画して協議し、総合的に支援することを目的とする。

(活動内容)

第3条 プラットフォームは次に掲げる取組を行う。

- (1) テイクアウト商品の作り手と買い手をつなげる仕組みの構築
- (2) 店舗の情報発信
- (3) その他、新型コロナウイルス感染症に関して飲食店の応援に資する取組

(組織)

第4条 プラットフォームの参加は自由なものとする。

(協議)

第5条 協議は、感染防止を図るためメールで行うものとし、次に掲げる事項について、必要に応じて事務局が調整する。

- (1) 第3条に掲げる活動内容に関すること
- (2) その他プラットフォームの運営に関する重要事項

(事務局)

第6条 プラットフォームの事務局は、宇部市商工水産部商工振興課に置く。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月22日から施行する。